

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東レ株式会社			コード	3402
提出日	2025/5/23	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	伊藤邦雄	社外取締役	○													○		有
2	神永晋	社外取締役	○													○		有
3	原山優子	社外取締役	○												△			有
4	イネステーラー章子	社外取締役	○													○	新任	有
5	高部真規子	社外監査役	○													○		有
6	荻野浩三	社外監査役	○							△								有
7	井上雅彦	社外監査役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		伊藤邦雄氏は、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
2		神永晋氏は、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
3	原山優子氏は、国立研究開発法人理化学研究所理事でした（2022年3月退任）。当社は同所に寄付を行っています。	原山優子氏は、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
4		イネステーラー章子氏は、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
5		高部真規子氏は、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
6	荻野浩三氏は、株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員でした（2019年4月退任）。当社は同行との間に定常的な銀行取引があります。	荻野浩三氏は、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
7	井上雅彦氏は、有限責任監査法人トーマツの出身です（2024年9月退職）。当社は同法人との間にコンサルティングサービス等の取引がありますが、2024年度に当社が同法人へ支払った報酬額は、当社グループ売上収益の0.01%を下回っています。	井上雅彦氏は、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

4. 補足説明

＜当社社外役員の独立性判断基準＞
1.当社および当社の子会社、関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者（注１）または過去１０年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2.当社の現在の主要株主（注２）またはその業務執行者
3.当社グループが総議決権の１０％以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
4.当社グループの主要な取引先（注３）またはその業務執行者
5.当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注４）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
6.当社グループから多額の寄付（注５）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7.当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
8.上記２から７のいずれかに過去３年間に於いて該当していた者
9.上記１から７までのいずれかに該当する者が重要な者（注６）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
10.その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

注1:「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
注2:「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで１０％以上を保有する株主をいう。
注3:「主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
①当社グループが製品等を提供している取引先であって、直近事業年度において当社の年間連結売上高の２％または１億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社に行っている者
②当社グループに対して製品等を提供している取引先であって、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の２％または１億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社から受けた者
③当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の２％を超える者
注4:「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間１千万円を超えるときをいい、専門的サービスを提供する者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、直近事業年度において当該団体の連結売上高もしくは年間総収入額の２％または１千万円のいずれか高い方の額を超えるときをいう。
注5:「多額の寄付」とは、当社グループから、直近事業年度において年間１千万円を超える寄付を受けている場合をいう。
注6:「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する使用人をいう。

- ※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※２ 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※４ a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※５ 独立役員の選任理由を記載してください。